

(10) タクシーチケットの管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
総務部 統計課	タクシー使用の確認については、「タクシーの使用基準」により、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿に使用後の確認印がない事例があった。	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>「タクシーの使用基準」に基づき、使用の事実確認後、タクシー使用簿への押印を行われたい。</p> <p>【タクシーの使用基準】 (留意点)</p> <p>3 タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。</p>	「タクシーの使用基準」(平成10年3月総務部財政課)を平成26年10月15日に担当グループ内で再周知した。今後は押印漏れがないよう適正に事務を行う。